

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年10月14日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階 B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから10月14日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから御質問のほうをお願いいたします。御質問のある方、手を挙げてください。

では、ヨシノさん。

○記者 では、すみません。テレビ朝日のヨシノです。

昨日の1F事故の民事裁判の上告について、ちょっと幾つかお伺いしたい点があります。

その上告の理由が、地震調査研究推進本部の2002年の見解についてだと思っておりますが、明治三陸地震と同様の地震津波が三陸沖の北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこにでも発生する可能性があるとしている見解が、十分な科学的根拠を伴う知見ではなかったから予見可能性はなかったというふうに上告理由を、昨日規制庁のほうで説明されていまして。

でも、その、推本と略しますが、推本の多くの研究者であるとか、所管していた文科省の官僚も、当時の地震学の粋を集めた知見だったというふうに民事裁判、刑事裁判で証言しています。

規制委員会は、なぜこの見解が科学的根拠がないというふうに考えているのか、教えてください。

○更田委員長 まず、その今ヨシノさんがおっしゃったものは、これまでの訴訟においても国側の裁判での主張をなぞった形になっているわけです。まだ上告の手続を取ったということで、裁判は係争するわけですので、国の主張というのは、その裁判の中で展開をしていくものであって、ここで改めて見解を申し上げるべきではないというふうに思います。

○記者 おおむね、おっしゃることは理解しているんですけども、やはり、その推本の中で、その海溝地震部会長とか、そういう幹部、枢要な立場を務めていらっしゃる方が、島崎邦彦さんという、元原子力規制委員会の委員長代理ですから、やはりその方の見解を否定するということに、規制委員会、国になるというのは、ちょっと私は間尺にどうなのかと思うんですけども、その辺についても今はお話ができないですか。

○更田委員長 そこでその島崎先生の肩書を出されるのは、ちょっと時系列として正確ではないかなと思います。

対象とされる評価が伝えられた時点というのは、まだ原子力規制委員会発足以前ですので、その後島崎先生は、御承知のように原子力規制委員会の委員長代理になられたわけですが、その判断の時点でその肩書を出すのは、まずちょっと時系列として。

今その裁判で争われているのは、飽くまで当時のことですので、時系列ちょっとずれているかなとは思いますが。

その上で、科学的・技術的な知見、ちょっと一般論になりますけど、知見が規制に参酌すべきかどうかというのは、地震に限らず、自然現象やその他の技術的知見に関して、判断が、非常に重要な判断であり、かつ個々にそんなに簡単なものではないだろうというふうに思います。

当時の知見、広く認められている知見や規制当局としての判断として、規制に参酌すべき、参酌って硬い言い方ですけど、規制に導入すべきかどうかの判断というのは個々に行われるもので、裁判で正に争われているのは、その参酌する義務があったかどうかという点で、改めてこれは申し上げますけども、裁判の中で国の主張を展開していくものですので、この会見で規制委員会としての見解をお伝えするのはふさわしくないというふうに思います。

○記者 最後にしますが、何でもこういうことをお伺いするかというと、すれ違いになっちゃうと思いますけども、やはり規制委員会の発足の当初からやはり島崎先生という方はいらっしゃったわけで、ある意味今のその地震津波のその審査の大本と言いますか、を作られて、審査をやったり司ってこられた方だと思うのですが、その方の言っていることと矛盾するような主張を国全体の判断としてするというのは、ちょっと私、少なくとも規制委員会がするというのは、そこについて大変疑義があるのでお伺いしたので、最後にしますが、その辺についていかがでしょうか。

○更田委員長 規制委員会は、これまでもそうですし、今後もそうですけれども、ある特定個人の誰々が言っているということで規制に参酌するしないを決めるということは決して行いません。

その科学的・技術的知見が、その学会なり専門家の世界で広く共有されているかどうか、様々な観点がありますけれども、規制当局はその時点その時点で、それぞれの科学的・技術的知見を規制に参酌するかどうか判断を迫られているわけですが、その際に、例えば権威ある名であろうとも、個人のお名前をもって誰々が言っているから規制に参酌すべきというような考え方を取ることはないだろうと思っています。

○司会 そのほか、いかがでしょうか。

では一番後ろ、タカダさん。

○記者 すみません。読売新聞社のタカダと言います。

昨日、宮城県の県議会の委員会が、再稼働に向けた請願を採択しまして、県議会での、本会議での採択への道筋もできました。そこで、それに関連して幾つか質問したいので

すけれども、更田委員長、平成 30 年の 7 月に東海第二の審査のときの記者会見において、その規制委と内閣府でプラントの安全性と、それとあと避難計画の策定を分けていることについて、プラントの設計は設計、避難などの計画は計画と独立して考慮される方がなれ合いが生じないというようなことをおっしゃいましたけれど、これは今も考え方としては変わってないですかという、確認をまずさせてください。

- 更田委員長 あ、プラントをプラントとして安全なものにしようとする努力と、それからプラントが万一の事故を起こしたときにどう住民や環境を守ろうかという防災とはそれぞれ独立して考えることが必要な部分というのがあって、プラントの安全対策と防災上の準備といいますか、防災対策とを分けた方がいい部分と、それから分けた方がいいけれども、その間の連携が十分必要だというのは、同時に成立させなければいけないことだろうと思っています。

ちょっと深層防護まで持ち出すと大げさではあるのだけど、深層防護の考え方というのは前段に期待しないということであって、プラントがどれだけの安全対策を備えたとしても、事故は起きるものとして考えて防災対策を考えると。

その観点からすれば、プラントの安全対策に対して、規制委員会・規制庁が責任をもって、そして防災対策に対して内閣府が責任をもってという在り方、仕組み、体制の取り方というのは、深層防護の考え方にはのっとっているのだというふうに思っています。

- 記者 おっしゃるとおり、深層防護の考え方からするとその前段、後段いろいろあって、それを分けて考えていくというのは正に正しいと思うのですけれど。

その一方で、防災対策について、例えば防災対策は防災対策で訓練等をやってそれであとそれをフィードバックさせて更により良いものにするというような考えで進めているようだけれど、一方でその防災対策について、不備が見つかってもなかなか修正されていないという現状が、既に再稼働された川内とか、それからまだ再稼働はしてませんが、例えば志賀とかでも散見されておりまして、やはり規制委員会のような、衆人環視のもとでしっかり審査していくところの組織が一括して見ていった方が、地元にとってもリーズナブルなのではないかなという気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

- 更田委員長 一括させた方が良いかどうかは、私は疑問もあるし、大きな議論のあるところだろうと思います。

一方で、現在の内閣府防災※の在り方については、というのは、内閣府防災※であっても原子力規制委員会と同様に透明性を確保した上で議論をするということは可能であろうと思います。

ただ、一方で、内閣府防災※は地域防災計画の策定を支援していくという役割がありますので、内閣府防災※の議論の在り方であるとか、計画の立て方の透明性確保という

※ 正しくは「内閣府原子力防災担当」

のは規制委員会よりも更に難しい部分があるのだらうなどは想像してます。

私たちが透明性を確保させようとするのは規制委員会規制庁の自らの議論と、更に事業者、申請者、被規制者との間の関係の透明性ではあるけれども、内閣府防災※の場合は御地元であるとか、地方自治体との関係があるので、そういった意味で、規制委員会に比べると、その議論のオープン化の難しさというのは、内閣府防災※は抱えているのかなというふうに見てはいますけれども。

○記者 現状において、広域での避難について、その緊急事態を考える上で、その内閣府防災※が主導してやっているその議論の中に、規制委員会も参加していますけれども、このような関わり方が今は一番リーズナブルだと。

○更田委員長 今は今の状態でリーズナブルだと思っていますけれども、常にこれは考え続ける必要はあるのだらうと思っています。

実際の緊急時対応になったときには、プラントの状態と、それから防災計画というのは密接に関連させなければならないものですから、議論に当然、その防災対策に係る議論に当然規制委員会も関与していかなきゃならないとはそうだと思います。

ただ、そのときに、どの部分についてどれだけというのはなかなか難しいところだというふうに思います。基本的にはソースタム情報、要するに事故の進展の情報と放射性物質の放出、環境への放出に関するタイミング、時間、それから量に関するような情報をどれだけ正確に防災側に与えることができるかというのは、防災対策を考える上でもキーとなるところですので、そういった意味で防災に係る議論に、規制委員会が、規制委員会の防災に係る議論への関与というのは重要だというふうに思っています。

○記者 分かりました。

最後に、この質問をさせてもらった取っかかりというのが、今の内閣府防災※の審議官も参事官も、保安院から規制委員会に来られた方々ですよね。佐藤暁さんにしてもそうですし、坂内さんにしてもそうですし。だからもう一緒に仕事すればいいのではないかという、素朴な疑問はあるのですよね。これは別に質問ではないです。

○司会 そのほかいかがでしょうか。

では、コツボさん、一番前です。

○記者 朝日新聞のコツボです。

最初のヨシノさんの質問に関連して、一点だけ教えてください。

推本の調査結果に関する国の主張というのは、私も承知しておりますけれども、例えば今現在、規制委が、例えば北海道の沖の巨大地震に対して、1Fでの対策とかを確認させたり、あるいはそれについて東電が防潮堤のかさ上げをすとかいう対策をとることを審査したりしますけれども、これはどう違うのかというのが、ちょっと分かりにくい

※ 正しくは「内閣府原子力防災担当」

ので教えていただけないでしょうか。

- 更田委員長 その違いというのが、正に先ほどのお答えしたものの答えの核心部分だと思っていて、地震、津波それから異常気象であるとか、あるいはプラントの工学的な情報であろうと、新たな情報があったときに、その情報を規制に取り入れて、それからの先のやり方っていろいろ、規制に取り入れる取り入れない以外のほかのやり方もありますけども、例えば強制力を持って、基準を変えて、対策を強化するというようなやり方を取るのか、それとも電力の自主に委ねて、推奨して、規制委員会は情報として、新たな情報として、それを被規制者に伝えて、被規制者が規制の枠の外で対策をとるといったやり方もありますし、更に言えば、情報が更に確定するまで様子を見るというやり方だってあるだろうと思います。

それは個々に判断をしているので、火山灰にしてもそうですし、津波、地震それぞれについて、個々の技術情報について個別に判断しているものですので、裁判で争われている情報と、それから私たちがこれまで参考としてきた情報、それはもう個別に判断をして、独立のものだというふうに考えていただきたいと思います。

- 記者 今言った、委員長に申し上げるのは釈迦に説法だと思うのですが、例えば論文でも査読つきのものであれば、より信頼できるとか、あるいは国の検討会でそれなりに議論したものであれば、ある程度きちんと向き合う必要があるのではないかとか、そういう一定の目安のようなものはあると思うのですが、それをケース・バイ・ケースと言われると、なかなか一般の方には伝わりにくいと思うので、その辺も少しだけ御説明いただけないでしょうか。

- 更田委員長 できるだけ正確に申し上げようとする、ケース・バイ・ケースという言い方にならざるを得ないです。というのは、私たち技術者は、例えば科学論文一つにとっても、日常的に、例えば非常に定評のある科学雑誌に載った論文であっても、その内容が非常に不確かさを大きく含んでいるとか、あるいは非常に曖昧な結論を導いているというケースもありますし、それから一方で、それから例えば国の委員会といっても、例えば技術者、科学者、専門家を集めた委員会の報告であっても、明確にそのコンセンサスといいますか、皆さんの判断が固まってなされている報告もあれば、議論の最中に議論が平行線になって、両論併記のような形で与えられるような報告書もあります。

したがって、一般論で目安みたいなものというのをお話しするとすれば、学会の定評であるとか、広くコンセンサスが取られているという言い方になるのですが、正確に言えば、やはり個別に判断しているといえようがないですね。

科学的エビデンスとしても、例えば明瞭に自然界の中で直接的に把握できるような証拠もあれば、間接的なものもありますし、更に言えば、評価シミュレーションによるもの等々ありますので、これは私としては、飽くまで正確さのほうをとりたくて、これは個別に判断しているというのが実態です。

- 記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 そのほか、いかがでしょうか。

では、一番後ろ、ワタライさん。

○記者 すみません、IWJのワタライです。

高裁の上告についてのお話を伺いたいと思うのですが、先週の定例会見でも委員長は、この規制委員会の発足の理念として、福島第一発電所の事故の反省と、それから怒りという言葉が使われましたけれども、いろいろ科学技術的なことはあろうかと思うのですが、実際に科学技術に何らかの瑕疵があって、若しくは限界があって、こういう事故が起きて、実際には被害者というものが発生したわけですね。

先週もこちらの委員会で上告を断念してほしいという要請が、建物の外で受け取るのか中で受け取るのかというようなこともございまして、やはり一般的にというか、社会的に見ますと、そのいわゆる事故の反省の中にいわゆる被害者の救済、そういう意味で、技術が存立している社会的な要因について、委員会として、委員長として、そのことについての、どのようなお考えがあるかということをお聞きしたいと思います。

○更田委員長 国の責任の取り方として、これは訴訟で争われている部分だけではなくて、広く一般論として、これは公正公平なものであるべきものだというふうに思っています。そういったものの中の部分として、この法廷で争われている件もあるわけですが、これも様々な判決の中で、これまでの判決で言えば判断が割れているところもある。ですから、それだけに、それだけなかなか司法としても判断をされるのは容易ではないことなのだろうというふうには思っています。

私たちは、まず何よりも、今の私たちの責任を果たすことが重要だと考えていて、これは9月30日の会見で申し上げたことの繰り返しになりますけれども、仙台高裁に限らず、こういった訴訟であるとか、それから皆さんの報道もそうですし、あらゆる機会を捉えて、私たちは私たちの初心を改めて考えるという機会にしたいと考えていますし、東京電力福島第一原子力事故に対する反省、それから、ほとんど怒りと言ってよいようなものというふうに申し上げましたけど、こういったそれぞれの機会というものを私たち自身を引き締める機会として、今後とも厳正な規制を進めていくというのが見解です。

○記者 そういうことだというふうに受け止めてはおりますけれども、ただ、今回は二審ですが、全国いろいろなところで一審判決が出ておりまして、その中でも国の責任を問うということがあって、そういう判決の積み上げが、実際に規制行政にどのように反映しているかということが、一般的に見ると非常に見えにくいということがやはりあると。

それからもう一つ、被害というのが、今回上告断念という要請は、今現在もその被害が続いていると。若しくは、場合によっては拡大していると。上告することによって、やはり失われる時間が、被害は拡大するという、そういうやはりこの問題の一番大きな問題の核心というのは、そこにあろうかというふう思うのですが、そのことに

については、どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 これは、これまでも司法の場で国が主張し、また裁判の中で争われてきたところでありまして、上告理由については既に申し上げているとおりであって、そういった意味で、国としての判断、これは原子力規制委員会、関係省庁との協議も含めて判断をしたものですので、これは正に申し上げることというのは今後の司法の場で国が主張として展開していく内容になりますので、これまで申し上げたこと以上のことをお話ししようと思いません。

○記者 分かりました、ありがとうございました。

○司会 そのほか。先ほどヒロエさん挙げていた。ヒロエさん、お願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

さっき読売新聞さんの質問があつて、それにちょっと追加で聞きたいのですが、避難計画をどう実効性があるものにしていけばいいのか、避難計画をどうチェックすればいいのかという文脈の中での、透明性の確保が重要というふうに言っていたのかなと聞いたのですが、内閣府の議論というのは、規制庁に比べて透明性が確保されていない、そういうふうな意味でおっしゃられたのでしょうか。

○更田委員長 現在の、現状の認識として透明性が確保されていないというふうに申し上げるつもりはありません。ただ、更に透明化を図ろうとすると、地域防災計画等々、より具体的な内容に入りますし、それから、それぞれの自治体の御判断といったものもあるでしょうから、今以上の透明性を図っていくと、規制委員会とはまた違った意味での透明性確保の難しさがあるだろうという認識を申し上げました。

○記者 それで、地域防災計画をより実効性があるものに変えていくためには、どのようにすればいいというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 規制庁が考えている視点から申し上げますと、これは技術的な、ちょうどこのところ考えている悩みどころをちょっとお伝えしたいと思うのですが、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を受けて、新規制基準を策定をして、発電所側の対策としては、炉心が著しく損傷するような事故を回避する対策だけではなくて、炉心が損傷した後の緩和策、炉心損傷って、炉心溶融と取っていただいているんですけど、炉心溶けてしまったような状態になった後も、できるだけ長期間にわたって格納容器を守って、環境への放射性物質の放出を遅らせるという方策について、様々な手を打ってきたのですね。

最終的にはフィルターを介したベントなどの手段が取られて、ほとんどの放射性物質はフィルターで除去できるけれども、ベントで回避していくというような手段もありますし、更にベントの手前で格納容器の冷却手段というのを強化していますので、格納容器内の雰囲気は冷却し続けて、ベントのタイミングすらずっと遅らせるという手段を、何重かに備えているのですが、そこで難しくなったのは、炉心が著しく損傷、炉心溶

融といってもいいですけど、損傷すると、今で言う 15 条宣言という形になって、PAZ を避難していただきますし、事前に避難されている状態だし、一方、屋内退避も防災上の手段として取られているのですけれども、その 15 条を打った時点で屋内退避を取ってしまうと、実際の放射性物質が放出されるのが、2 週間先とか、1 週間先とか 2 週間先となってしまう可能性もあって、そうだとすると、ゆっくり時間をかけて、例えば 1 週間ぐらいをかけて移動していただくであるとか、あるいはもっと難しいのは安定ヨウ素剤なんかですけれども、安定ヨウ素剤はヨウ素に対して備えるものだけれども、やはりやってくる 24 時間ぐらい前に飲むのがいいとされていて、余り早く飲んでしまうと実際に放射性物質を環境に出さざるを得なくなったときには、もう効き目がなくなってしまっていると。ですから、1F 事故、東電事故のことを考えると、できるだけ早く対策を打とうという考え方に、防災対策になっているのですけれども、これから起こるかもしれない事故というのを考えていくと、炉心が本当に溶けてしまってから放射性物質が外へ出てくるのが、1 週間後、2 週間後なんていうことのほうは、むしろありそうな状態になっていると。

そうだとすると、どうしたらいいのだと。つまり、急いで逃げてくださいであるとか、屋内に退避してくださいという、そのお願いの仕方が、早過ぎてしまったりすることがあるんじゃないかと。いざ本当にそういった防災対策を取ってもらいたいときというのは、ずっと後になって時間を経てやってくるんじゃないかというような悩ましさはあります。

そういったことを、規制委員会、規制庁の中は、本当に日常的に議論を続けていて、それをきちんと内閣府防災※また内閣府防災※を介して地元にも伝えるようにしてというところを考えなければならぬのですけど、一方で防護策の引き金を引くタイミングを非常に遅くすると、シャドウ・エバキュエーションと言って、一方で自主的に動いてしまわれる方というものもどんどん増えてきますので、プラントの工学的対策、安全対策を取ったが故に防災上の対策は様々なバリエーションが出てきてしまっているのです、そういった意味で今、私はこのところ、特にシビアアクシデント対策を考えるのとの関連で防災上の対策というのはどうあるべきかというのは、次のフェーズを迎えているような印象を持っています。

○司会 そのほか、御質問いかがでしょうか。

では、アベさん。

○記者 NHK のアベと言います。お願いいたします。

今日の定例会に関連してなのですけれども、高浜の津波の件で、委員長は懸念をされていましたが、懸念の内容について改めてお聞きしたいのと、今日の議論で、委

※ 正しくは「内閣府原子力防災担当」



員長の懸念が解消されたのかどうかというのを、お聞きします。

- 更田委員長 まず、一番気になったのは、空振りを招いてしまうような警報、警報ではないですね、警報なしと言っているのですから、潮位計の信号が出てしまわないかというところを懸念したのは、余りに空振りが起きるような信号の出方ですと、いざ本当に信号が出たときに、判断者が4機スクラムさせるという判断を自動的に取らないんじゃないかという懸念があったのですけれども、これは石渡委員の説明があって、一般の異常気象等々に伴う潮位変化に比べれば、はるかに大きな変化、トリガーを引くのが変化となっているので、およそ空振りということは考えられないのでということでしたので、これは懸念は、石渡委員のお答えによって解消されたというふうに思っています。

もう一つ、情報はどうなるのかというのは、これは設置許可の議論ではなくて、保安規定の議論になるのだらうと思いますけれども、津波から守らなければならないものというのは発電所以外にも、発電所で働いておられる方、従事者であるとか、更に言えばこれ規制委員会の所掌外ではありますけれども、津波が来るのであれば、その近隣の方々というのもあるでしょうから、被規制者が、この場合関西電力が、警報のない津波がやってくると感知した、検知した段階でどう情報を所内で共有するか。更に言えば、所外に発信するのかどうかといったようなところには、これは保安規定上の議論として関心を持っています。

- 記者 ありがとうございます。そうしますと、保安規定の変更とか反映に言及されていたのは、飽くまで情報の共有の在り方で、異常の基準を超えるような水位変化を感知したときに、自動的に全機停止しなければいけないとか、そういうような内容を反映させるという意味ではないということ。
- 更田委員長 今回の議論のような、審査の中で確認された、警報なし津波の発生を確認する潮位が計測された場合には、これは判断の余地なく全機停止という判断をしてもらうことになります。

- 司会 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—